

河川氾濫に関する群馬県減災対策協議会 規約（案）

（名称）

第1条 本会の名称は、水防法（昭和24年法律第193号）第十五条の十に基づく都道府県大規模氾濫減災協議会として「河川氾濫に関する群馬県減災対策協議会」（以下「協議会」という。）とする。

（目的）

第2条 本協議会は、群馬県管理河川における堤防決壊や溢水、越水等に伴う水害に備え、市町村や県等が連携して減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的かつ計画的に推進するための取り組みについて協議・情報共有を行うことを目的とする。

（協議会の構成）

第3条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

- 2 協議会に会長を置く。会長は群馬県県土整備部長とする。
- 3 会長は、協議会を招集し議事運営を行う。
- 4 会長に事故があるときは、群馬県県土整備部技監が、その職務を代理する。

（地域部会の設置）

第4条 水害リスクは、河川によってことなることから、地域の実情に応じた取り組みの検討を行うため、協議会に地域部会を置く。

- 2 地域部会は、別表2のとおり市町村、土木事務所及び関係機関の職員で構成する。
- 3 地域部会に部会長を置く。部会長は土木事務所副所長(技)又は次長(技)とする。
- 4 部会長は、地域部会を招集し議事運営を行う。
- 5 部会長に事故があるときは、副所長（事）又は次長（事）が、その職務を代理する。

（アドバイザー等の招聘）

第5条 情報提供や技術的助言を受けるため、協議会及び地域部会に国土交通省関東地方整備局、独立行政法人水資源機構からアドバイザーとして別表3の機関の職員を招聘することができる。

- 2 会長及び部会長は、協議会及び地域部会の同意を得て、別表3の機関以外の学識経験を有する者の招聘を求めることができる。

(協議会及び地域部会の実施事項)

第6条 協議会及び地域部会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 1 洪水浸水想定区域図などにより水害リスクに関する情報を共有するとともに、円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫発生時の応急対策を実現するために各機関がそれぞれ連携して取り組む事項をまとめた地域の取組方針を作成し、共有する。
- 2 地域の取組方針にもとづく対策の実施状況を確認する。
- 3 その他、水害に関する減災対策に関して必要な事項を検討し、実施する。

(事務局)

第7条 協議会及び地域部会の運営に関して必要な事務を処理するために事務局を置く。

- 2 協議会の事務局については、群馬県県土整備部河川課及び砂防課に置く。
- 3 地域部会の事務局については、地域部会を担当する土木事務所に置く。

(雑則)

第8条 この規約を改正する必要があると認められるときは、協議会で協議する。

- 2 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第9条 この規約は、平成29年2月15日から施行する。

平成29年8月9日 改定

平成30年5月15日改定

平成31年2月19日改定

河川氾濫に関する群馬県減災対策協議会 委員

| 機 関 | 委 員 |
|----------------|----------------|
| 市町村 (35市町村) | 前橋市長 |
| | 高崎市長 |
| | 桐生市長 |
| | 伊勢崎市長 |
| | 太田市長 |
| | 沼田市長 |
| | 館林市長 |
| | 渋川市長 |
| | 藤岡市長 |
| | 富岡市長 |
| | 安中市長 |
| | みどり市長 |
| | 榛東村長 |
| | 吉岡町長 |
| | 上野村長 |
| | 神流町長 |
| | 下仁田町長 |
| | 南牧村長 |
| | 甘楽町長 |
| | 中之条町長 |
| | 長野原町長 |
| | 嬭恋村長 |
| | 草津町長 |
| | 高山村長 |
| | 東吾妻町長 |
| | 片品村長 |
| | 川場村長 |
| | 昭和村長 |
| | みなかみ町長 |
| | 玉村町長 |
| | 板倉町長 |
| | 明和町長 |
| | 千代田町長 |
| | 大泉町長 |
| | 邑楽町長 |
| 気象庁 | 前橋地方気象台長 |
| 群馬県 | 危機管理監 |
| | 県土整備部長 【会長】 |
| | 県土整備部技監 【会長代理】 |
| | 県土整備部河川課長 |
| | 県土整備部砂防課長 |
| | 前橋土木事務所長 |
| | 渋川土木事務所長 |
| | 伊勢崎土木事務所長 |
| | 高崎土木事務所長 |
| | 安中土木事務所長 |
| | 藤岡土木事務所長 |
| | 富岡土木事務所長 |
| | 中之条土木事務所長 |
| | 沼田土木事務所長 |
| | 太田土木事務所長 |
| | 桐生土木事務所長 |
| | 館林土木事務所長 |

河川氾濫に関する群馬県減災対策協議会 地域部会 構成

| 地域部会名 | 市町村 | 土木事務所及び関係機関等 |
|--------|-------------------------------|--|
| 前橋 | 前橋市 | 前橋土木事務所、危機管理室、河川課、砂防課、前橋行政県税事務所、前橋地方気象台等 |
| 北群馬・渋川 | 渋川市、榛東村、吉岡町 | 渋川土木事務所、危機管理室、河川課、砂防課、渋川行政県税事務所、前橋地方気象台等 |
| 佐波・伊勢崎 | 伊勢崎市、玉村町 | 伊勢崎土木事務所、危機管理室、河川課、伊勢崎行政県税事務所、前橋地方気象台等 |
| 高崎 | 高崎市 | 高崎土木事務所、危機管理室、河川課、砂防課、高崎行政県税事務所、前橋地方気象台等 |
| 安中 | 安中市 | 安中土木事務所、危機管理室、河川課、砂防課、高崎行政県税事務所、前橋地方気象台等 |
| 多野・藤岡 | 藤岡市、上野村、神流町 | 藤岡土木事務所、危機管理室、河川課、砂防課、藤岡行政県税事務所、前橋地方気象台等 |
| 甘楽・富岡 | 富岡市、下仁田町、南牧村、甘楽町 | 富岡土木事務所、危機管理室、河川課、砂防課、富岡行政県税事務所、前橋地方気象台等 |
| 吾妻 | 中之条町、長野原町、嬭恋村、草津町 高山村、東吾妻町 | 中之条土木事務所、危機管理室、河川課、砂防課、吾妻行政県税事務所、前橋地方気象台等 |
| 利根・沼田 | 沼田市、片品村、川場村、昭和村 みなかみ町 | 沼田土木事務所、危機管理室、河川課、砂防課、利根沼田行政県税事務所、前橋地方気象台等 |
| 太田 | 太田市 | 太田土木事務所、危機管理室、河川課、砂防課、太田行政県税事務所、前橋地方気象台等 |
| 桐生・みどり | 桐生市、みどり市 | 桐生土木事務所、危機管理室、河川課、砂防課、桐生行政県税事務所、前橋地方気象台等 |
| 館林・邑楽 | 館林市、板倉町、明和町、千代田町 大泉町、邑楽町 | 館林土木事務所、危機管理室、河川課、館林行政県税事務所、前橋地方気象台等 |

河川氾濫に関する群馬県減災対策協議会及び地域部会 アドバイザー

| 機関名 | 所属名 |
|-----------------|--------------|
| 国土交通省 | 関東地方整備局 河川部 |
| | 利根川上流河川事務所 |
| | 渡良瀬川河川事務所 |
| | 利根川ダム統合管理事務所 |
| | 高崎河川国道事務所 |
| | 利根川水系砂防事務所 |
| 独立行政法人 水資源機構 | 沼田総合管理所 |
| | 下久保ダム管理所 |
| | 草木ダム管理所 |
| | 群馬用水管理所 |